

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 7 4 号
件 名	庁舎施設を便宜供与して新潟市職員労働組合に癒着する篠田昭市政について
要 旨	<p>新潟市職員労働組合は白山浦庁舎の一部 130 平方メートルを約 10 名の役職員が事務所及び書類の保管を目的に使用している。</p> <p>同労働組合は職員の福祉を目的にした団体であり，市民の利益には全く関係なく，労働組合法第 7 条第 3 項においても「……最小限の広さの事務所の供与……」と明記されている。</p> <p>したがい，その法の趣旨が「最小限の便宜供与」であることからして，職員 10 名と書類保管を目的に 130 平方メートルの施設は最小限とは言えない面積と考察する。さらに新潟市庁舎等管理規則第 9 条の 2 の許可なく下記施設の使用が認められる。</p> <p>白山浦庁舎 6 号棟 3 階，37.5 平方メートルの室を応接用として使用。</p> <p>許可ある 130 平方メートルの事務室に①新潟市退職者の会②新潟市消防職員協議会等が専用の机 4 席を置いて占有，適宜使用している。</p> <p>これらの不法占拠は平成 18 年 12 月 18 日から 6 年以上の長期にわたる公有財産の侵害であり，同組合の労働三権や福祉の利益活動が，市民の福利に優先するものではない。</p> <p>ゆえ，地方自治法第 243 条の 2 及び民法第 709 条に照らし，同組合及び関係職員等に対する損害賠償請求は当然と考察する。</p> <p>このような職員組合と執行機関とのなれ合いは，篠田昭市長の指導力不足だけでなく，新潟市議会議員の自己保身を意図した迎合癒着も批判される。その理由は，新潟市議会に行った過去の全 42 件の陳情が，茶番審議であることが所管質疑等の議事録で立証される。</p> <p>まずは，月当たり 15 万円の政務調査費を惜しむことなく市民の福利に向けて研さん駆使して，行政財産の不法管理の実態を掌握した上，適切な意見表明を行うことを要望し，議会責務の遂行を求める。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 25 年 2 月 26 日 総務常任委員会
受 理	平成 25 年 2 月 21 日 第 6 1 3 号